

東京都交通局会計年度任用職員募集要項（精神保健相談員）

項 目	内 容
職名	精神保健相談員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで ※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ、能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和 8 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。
募集人員	1 名
勤務職場	東京都交通局職員部労働課 （新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第二本庁舎 24 階）
職務内容	・ 職員の心身の健康相談の実施、健康づくり支援 ・ 職員の精神保健に関する助言・指導・教育、その他健康管理全般 ※月に数回程度、事業所等への出張あり
応募資格・ 求められる能力	・ 保健師の免許を有する者で、3 年以上の実務経験のある者。 ・ 円滑かつ的確に連絡調整できるコミュニケーション能力を有すること。 ・ 電話での問合せに親切に対応できること。 ・ 健康で、かつ、職務を遂行する熱意と困難な業務に対しても、率先して取り組む意欲があること。 ・ パソコン（エクセル、ワード）の操作及びデータ入力が支障なく行えること。
勤務日数	任用期間中 9 6 日 （原則として月 1 6 日勤務。土日、祝日、年末年始を除く。）
勤務時間	8 時 0 0 分から 1 6 時 4 5 分まで 所定勤務時間を超える勤務の有無 無
休憩時間	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 育児時間、妊娠症状対応休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業、子育て部分休暇 ※一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	月額／2 3 2, 9 0 0 円（改定される場合あり） 原則として毎月 1 5 日に支給 通勤手当相当額を別途支給（上限 1 5 0, 0 0 0 円／月） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり

社会保険	健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険を適用
応募方法等	下記の書類を、令和7年8月8日（金）17時【必着】までに、下記問合せ先へ <u>メール、郵送又は持参</u>してください。 ・会計年度任用職員申込書（第1号様式） ・保健師免許証の写し ※メールでの応募の場合、送信に際しては、題名に「精神保健相談員応募書類提出」と記載してください。 応募書類は、選考及び合否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。 また、応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
選考方法	・第一次選考 書類審査 ・第二次選考 面接（令和7年8月下旬の指定する日） ※ 第一次選考後、第二次選考に来ていただく方には電話でご連絡いたしますので、応募書類には連絡のつく電話番号を記載してください。
問合せ先	〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 24 階 交通局職員部労働課 担当 阿部 電話 03-5320-6042 メールアドレス：S080010A@section.metro.tokyo.jp

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。